

子育てのための施設等利用給付費の月額上限額の引上げについて（お知らせ）

幼児教育・保育の無償化における施設等利用給付費について、国の制度改正に伴い、令和8年10月1日から月額上限額が引き上げられます。

今回の改正は、物価上昇や賃金動向等を踏まえ、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの育ちを支援することを目的としています。

つきましては、改正内容についてお知らせします。

1. 月額上限額

区分	対象施設等	月額上限額 (R8.9.30 利用分まで)	月額上限額 (R8.10.1 利用分から)
施設等利用給付	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分） の預かり保育（満3歳） ※市民税非課税世帯	16,300円 もしくは 450円×利用日数 のいずれか低い方	17,700円 もしくは 490円×利用日数 のいずれか低い方
	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分） の預かり保育（3～5歳）	11,300円 もしくは 450円×利用日数 のいずれか低い方	12,300円 もしくは 490円×利用日数 のいずれか低い方
	幼稚園（新制度未移行）の利用料	25,700円	28,000円
	認可外保育施設、一時預かり事業、 病児・病後児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業 の0～2歳 ※市民税非課税世帯	42,000円	45,700円
	認可外保育施設、一時預かり事業 病児・病後児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業 の3～5歳	37,000円	40,300円

2. 適用時期

令和8年10月1日以降の利用分から適用されます。

なお、令和8年9月30日以前の利用分については、従前の月額上限額が適用されます。

【参考】

「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」（令和8年政令第188号）

「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和8年内閣府令第54号）